（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第十条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（処方箋等の保存） **第六条**　保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から五年間保存しなければならない。	（処方箋等の保存） **第六条**　保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十一条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	（略）	（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	第十八条第二項、第三項及び第六項の規定による記録の保存
	（略）		（略）
	第十八条の二の三第二項の規定による記録の保存		第十八条の二第二項及び第四項の規定による記録の保存
	第十八条の二の四第二項の規定による記録の保存		（新設）
	第十八条の二の六第二項及び第四項の規定による記録の保存		（新設）
	第十八条の二の七第二項及び第四項の規定による記録の保存		（新設）
	（略）		（略）
	第六十八条の五第一項の規定による記録の保存		（新設）
	第六十八条の七第一項の規定による記録の保存		（新設）
	第六十八条の二十二第一項の規定による記録の保存		（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第十五条の十一の十五第四項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
	（略）		（新設）
	第十五条の十四の三第二項の規定による記録の保存		